

資料 2-1

生活排水対策推進計画の改定について



目次

- 1 生活排水対策推進計画について
- 2 生活排水対策推進計画の改定について
- 3 改定スケジュールについて



1 生活排水対策推進計画について

- 平成2年6月に水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策を推進するための制度が追加された。
- 愛知県は、平成3年3月に油ヶ淵流域に位置する安城市を含む周辺4市（碧南市、西尾市及び高浜市）を生活排水対策重点地域に指定した。
- 上記指定を受け、平成4年3月に本計画は、水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するために定めるものとして策定された。（法第14条の9）

水質汚濁防止法



県による重点地域指定



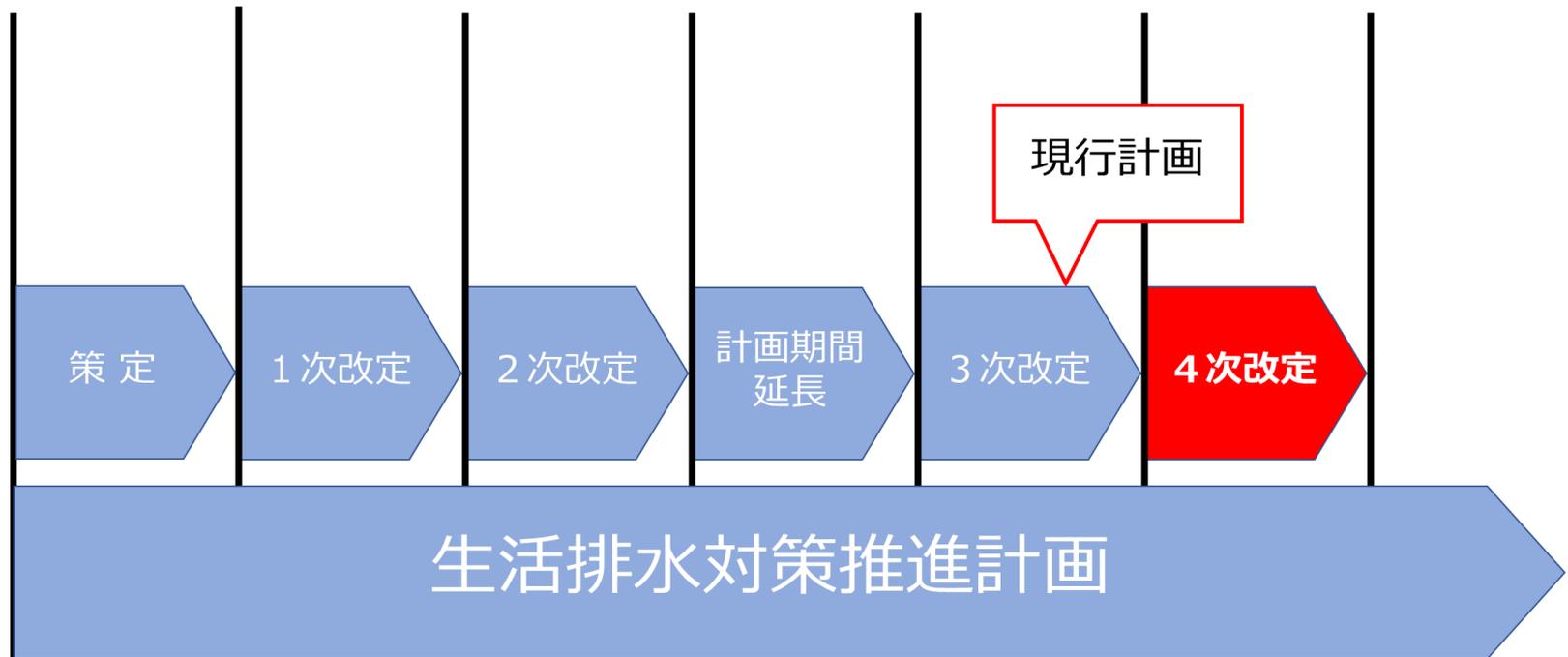
生活排水対策推進計画 策定



1 生活排水対策推進計画について

- 本計画では、市内河川の環境基準の達成・維持及び油ヶ淵におけるCODの環境基準値(5.0mg/L)の達成を目指している。
- 本改定では、目標年度を令和18年度と定め、計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間を予定する。

H4.3 H9.3 H18.3 H26.3 H29.3 R9.3 R19.3



生活排水対策推進計画について、次の視点について見直しを行う。

生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

- 高浜川水系 油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030 (油ヶ淵ルネッサンス計画) (愛知県)
- 第2次安城市環境基本計画

生活排水処理施設の整備に関する事項

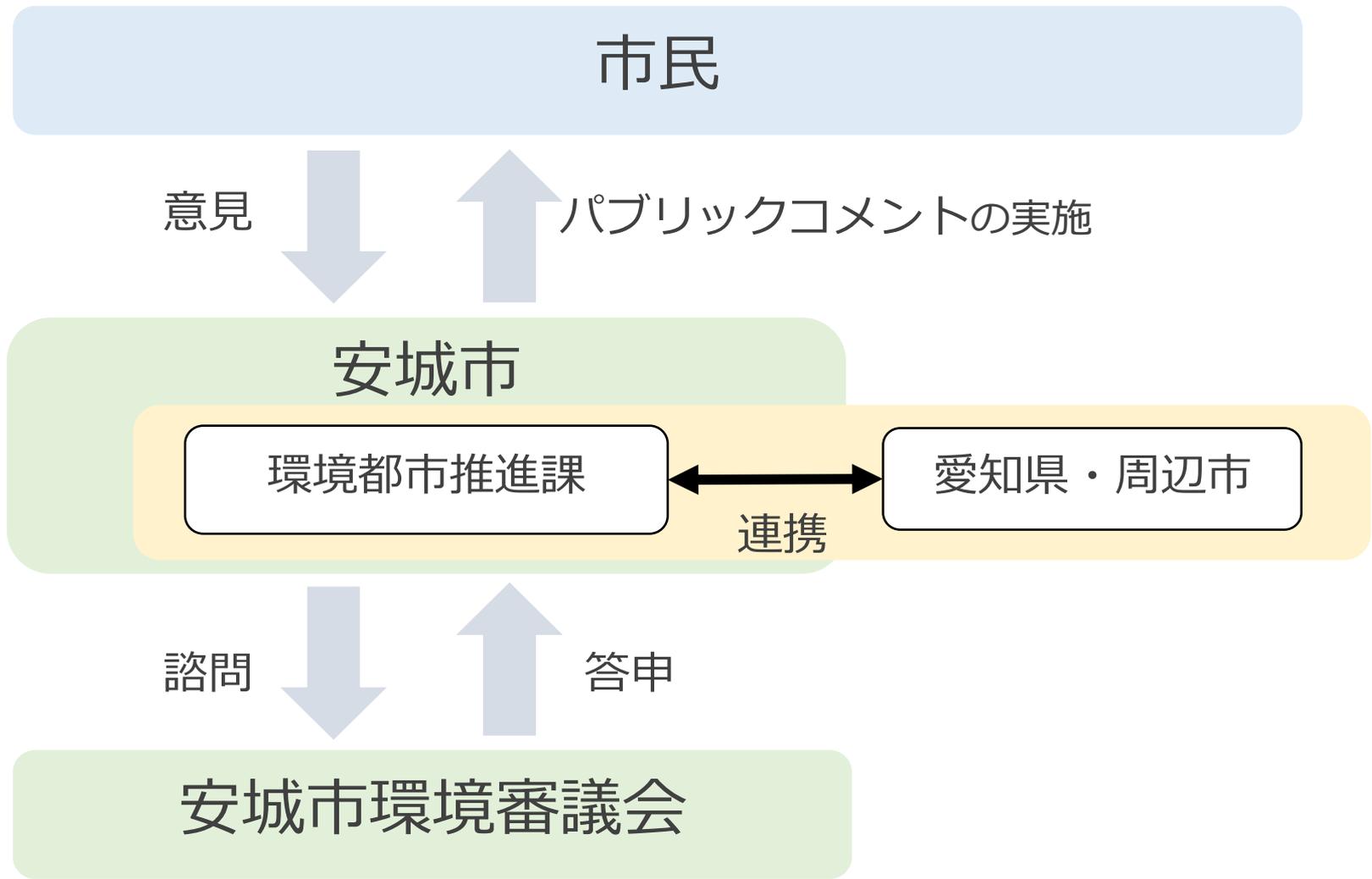
- 公共下水道の整備
- 合併処理浄化槽への転換促進

生活排水対策に係る啓発に関する事項

- 市民への意識啓発
- 家庭での生活排水対策
- 浄化槽の適正管理



2 生活排水対策推進計画の改定について



3 改定スケジュールについて

業務内容	令和7年度	令和8年度											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改定事務													
計画改定案の作成	●	●	●	●	●	●							
愛知県・周辺市との協議				●	●	●	●	●	●	●	●		
パブリックコメント実施										●			
計画改定最終案の作成										●	●	●	
愛知県への通知等 (法第14条の9第5項)											●	●	●
会議													
環境審議会	①						②		③				④

R8.3
 ・ 諮問
 ・ 改定方針の審議

R8.9
 ・ 計画改定案の審議

R8.11
 ・ パブリックコメント案の通知

R9.3
 ・ 計画改定最終案の審議
 ・ 答申

